



絵本

憲法のマナシ

日本国憲法のなかでも、

「これだけは読んでおいてほしい」

と思う、前文と第九条を、

小学生にも読めるようにやさしくしてみました。

いわさきちひろさんの絵が加わると、

なんだか詩の絵本のような

感じがするからふしぎです。

ひろげて眺めて、

憲法のいちばん大事なところを、

つかんでいただけたらうれしいです。

この国のかたち (前文)

国民がみな、ひとつところに集まって

話し合うことはできないし

たとえできたとしても

やかましくてなにがなんだかわからなくなるだろう

そこで私たちが国民は

決められたやり方で「代わりの人」を選び

その人たちを国会に送って

どうすれば私たちの未来が

よりよいものになるか

それをよく話し合ってもらおうことにした





私^{わたし}たちが、同^{おな}じ願^{ねが}いをもつ

世^せ界^{かい}のほかの国^{くに}国^{くに}の人^{ひと}たちと

心^{こころ}をつくして話^{はな}し合^あい

そして力^{ちから}を合^あわせるなら

かならず戦^{いく}はいらなくなる

私^{わたし}たちはそのようにかたく
覚^{かく}悟^ごを決^きめたのだ



お話

憲法って、

つまり



日本国憲法をやさしく説明するのは、
なかなかむずかしいものです。
この章は、私がじっさいに、
「朝日小学生新聞」の読者の子どもたちに
話した内容をもとにしています。
私は憲法の専門家ではありませんが、
憲法の考え方や、条文の内容について、
これだけは伝えたいと思うことを、
できるかぎりわかりやすく
話したつもりです。

こういふこと



1 憲法ってなんだろう

作家、司馬遼太郎しばりょうたろうさんのエッセイに、

『この国のかたち』というのがあります。

ご本人におたずねする機会はありませんでしたが、

私には、この表題が、憲法をさしているように思えます。

「憲」も「法」も「きまり」という意味ですから、文字から考えれば

「憲法」とは きまりのなかのきまり、ということになります。

けれど、私が憲法のことをいろいろ考えてきてわかったのは、

「憲法」はこの国のかたち である、

と思うのがいちばんぴったりくる、ということでした。

憲法は、その国の大もとをきめています。

その大もとにそって、さまざまな法律がつくられ、

細かいルールがきめられていくわけです。

そういうルールがあつまって、やさしい国ができあがったり、

けんかが好きな国ができあがったりします。

憲法が、その国の性格をきめてしまうんですね。

笑話があります。

じつは、私の前歯は入れ歯なんです。

入れ歯を入れるとき、かかりつけの歯医者さんに、

「私は生まれつきの出っ歯で、ずっと恥はずかしい思いをしてきました。

せつかくですから、ふつうの歯を入れてください」

とお願ひしますと、答えはこうでした。

「それはできません。その歯は、井上さんの基本的な顔のかたちです。

あなたはその歯でつらい思いをして、そしてそれを乗り越えたことで、

いまのあなたのこっけいな作風ができたのです。

その歯型を変えると、あなたはあなたでなくなりませう」

憲法も同じです。

日本国憲法にほんこくけんぽうには、

「国民主権」(国のありかたをきめる権利は国民にある)

「基本的人権の尊重」(人が生まれながらもっている権利を大事にする)

「平和主義」(戦争をしない、争いことは武器ではなく話し合いで解決する)

という、三つの大きな考え方があって、

それは私の歯のように、憲法の個性をつくっています。

いま、このうちのひとつが失われてしまえば、

日本の憲法は、また別なものになってしまいます。

この三つをかんたんに変えてはいけないということを知

わかっていてください。



2 なぜ「きまり」があるんだろう

子どもだけではなく、大人だって、ほとんどの人がけんかをするんじゃないかと思います。人に傷つけられたとき、うらぎられたときなど、けんかの原因はいろいろありますよね。けんかはいけないうつわかっていても、まあ、動物の本能として、しょうがないってところもあります。でも、ときには度をこして、殺し合うことだってある。人間って、支え合ったり、愛し合ったりできるすばらしい生き物ですが、イヤな面もあるんですね。私たちに、「基本的人権」というものがあります。かんたんにいうと、みんな自由だということです。しかし、自由しほうだいたと、どうなるでしょう？ ほかの人から殺されるかもしれない。それでは困ります。だれもがびくびく、おびえて、暮らさなくてはならなくなります。自由をのびなしにすると、私たちは逆に生きづらくなるわけです。そこで平和な社会で生きられるようにするために、私たちは、殺す自由をたがいに法律にあずけているのです。もう少しくわしくいいますと、

人は、もともと「生命」と「自由」をもっています。

人は、この生命と自由を使って働きます。

働いた結果、なんらかの所有物、つまり「財産」ができます。

この「自由」「生命」「財産」のことを

「その者だけがもつ資産」といって、

これはだれにも侵^おせない権利です。

しかし、そうはいつても、ひとりひとり弱いですから、

「その者だけがもつ資産」を守るのはいへんです。

そこで、「きまり」をつくっておたがいを守り合うのです。

こうして法律ができてくるわけです。

いまの私たちは、それぞれが日本という国に

「自分だけがもつ資産」をあずけています。

ですから、だれかが私を殺そうとしたなら、

「自分だけがもつ資産」をあずかった

日本という国が、その相手を罰^{ばつ}するのです。

もし、日本という国がそれをしてくれなかったら、

私は日本という国に、文句をいうことができます。

これを、「抵抗権^{ていこうけん}」をもち、といます。

そういう大切なことも、憲法はきめているのです。



9 私たちの使命

二十世紀は、戦争の世紀でもありました。世界中をまきこんだ大きな戦争が二つもあり、第二次世界大戦では、広島と長崎に原子爆弾という核兵器までもが落とされました。たくさんの方がたが、いまでもその影響で亡くなっています。広島と長崎に落ちた原爆は、いまもなお、被爆者の方たちを苦しめているのです。

私は、原爆が投下されたときから、私たち日本人は、世界の歴史のなかで特別な使命を背負ったのだと思います。将来、核戦争などの不幸が起こらないためには、日本国憲法の考え方を大切にしないといけない。そしてそのことを人類に示す使命を負ったのです。これはたいへんな使命です。いま、世界にある核兵器はどれくらいだと思いますか？

約三万発といわれています。そのなかの小さなほうの核兵器でも、広島や長崎に落とされた原爆の二十倍の威力があります。それだけの爆発力のある核兵器といっしょに、私たちはこの地球に生きているのです。これはなんとかして、減らしていかなければいけません。そうするためには、

「なにがあっても武力では解決しない」「戦争はしない」

という日本国憲法の基本的な考えを世界に伝えながら、前へ進んでいくしかありません。日本国憲法は、人類の歴史からの私たちへの贈り物であり、しかも最高傑作だと私は信じています。日本国憲法の力で、世界中の問題を解決することができれば、私たちは人類の歴史に、まことに大きな贈り物をすることになるのではないのでしょうか。

